

青 保 第 5 8 2 号
令和 7 年 9 月 2 4 日

各郡市医師会長
公益社団法人全国自治体病院協議会青森県支部長
公益社団法人全日本病院協会青森支部長

殿

青森県健康医療福祉部保健衛生課長
(公 印 省 略)

季節性インフルエンザワクチン及び新型コロナワクチンの供給等について（依頼）

本県の予防接種行政の推進につきましては、日頃から御協力を賜り感謝申し上げます。
さて、このことについて、令和 7 年 9 月 1 9 日付け医政産情企発 0919 第 1 号及び感
予発 0919 第 1 号で厚生労働省医政局医薬産業振興・医療情報企画課長及び厚生労働省
健康・生活衛生局感染症対策部予防接種課長から別添のとおり通知がありました。

つきましては、下記について、貴会会員に対して周知及び協力の要請を行っていただ
くとともに、医療機関で季節性インフルエンザワクチン及び新型コロナワクチンが不足
していることが明らかとなった場合は、当課に対して情報提供してくださるようお願い
します。

記

- 1 予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）に規定するインフルエンザ及び新型コ
ロナウイルス感染症の定期の予防接種の対象者は以下のとおりであり、今年度のワ
クチン接種に当たり、これらの者への接種の機会が確保できるよう配慮をお願いし
ます。
ア 65歳以上の者
イ 60歳以上65歳未満の者であって、心臓、腎臓又は呼吸器の機能に自己の身の辺の日
常生活が極度に制限される程度の障害を有する者及びヒト免疫不全ウイルスにより
免疫の機能に日常生活が困難な程度の障害を有する者
- 2 ワクチンには、製品によっては同一バイアルで複数回投与できるよう、あらかじめ
バイアル内に十分な薬液量が充填されているものがあります。これらの製品について
は、取扱いに十分留意した上で、その効率的な使用に努めるようお願いします。な
お、このような製品に関して、既に一部の接種液が吸引されているバイアルを使用す
る場合は、各ワクチンの添付文書に記載されている使用上の注意に従って適正な使用
をお願いします。
- 3 医療機関等がワクチンの予約・注文を行う場合には、今年度のワクチンの供給ペー
ス、昨年度の使用実績を正確に把握した上で、接種希望者から申込みがあった段階で

必要に応じて行うことが望ましいです。例えば、接種シーズン開始前に、昨年度の使用実績よりも大幅に多い量の納入を求めることや、製品のロットを指定して早期の一括納入を求めること等、必要以上に早期又は多量の納入を求める予約・注文を行うことは厳に慎んでください。なお、国通知の、2. ワクチンの安定供給に係る対策について【卸販売業者等に対する周知事項】の（3）の取扱いについて、医療機関等も協力するようお願いします。また、接種シーズン終盤まで在庫ワクチンを抱え、その後返品を行うことは安定供給の妨げになるため、医療機関等においては、返品を前提とした注文及び在庫管理を行わないようお願いします。あわせて、「医療用医薬品の流通改善に向けて流通関係者が遵守すべきガイドライン」（令和6年3月1日改訂）にも返品の扱いが示されていますので、参照してください。

担当：青森県健康医療福祉部

保健衛生課 感染症対策グループ 間山

TEL 017-734-9141 / FAX 017-734-8047